

第4章 震災対策計画

第1節 本計画の前提（想定災害）

本計画の基本的な前提となる災害の想定については、以下に示すとおりである。

第1 地震の想定とその被害

本計画の想定地震（陸域）は、鳥取県地域防災計画「震災対策編」に掲載されている想定地震のうち、本町において最も被害が大きいとされる雨滝－釜戸断層による地震とする。

- (1) 震源 雨滝－釜戸断層
- (2) 規模 7.3
- (3) 地震発生時刻 冬の夕刻18時
- (4) 気象条件 風向：北北西、風速：5.5m/秒
- (5) 震度分布 図4.1.1のとおり

雨滝－釜戸断層を震源とする地震による被害想定の内容は、鳥取県地域防災計画「震災対策編」に掲載されている「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年12月）」に基づくものとする。

これによると、鳥取県全体の被害は表4.1.1のとおりである。また、鳥取県地震・津波被害想定調査報告書によると雨滝－釜戸断層による地震の予測結果として鳥取市東部、岩美町、八頭町、若桜町に震度6強が分布し、一部で震度7となっている。

また、液状化危険度分布は図4.1.3のとおりであるが、蒲生川流域の一部に「液状化の危険度が高い」地域がみられる。

図4.1.1 雨滝－釜戸断層による地震の予測結果

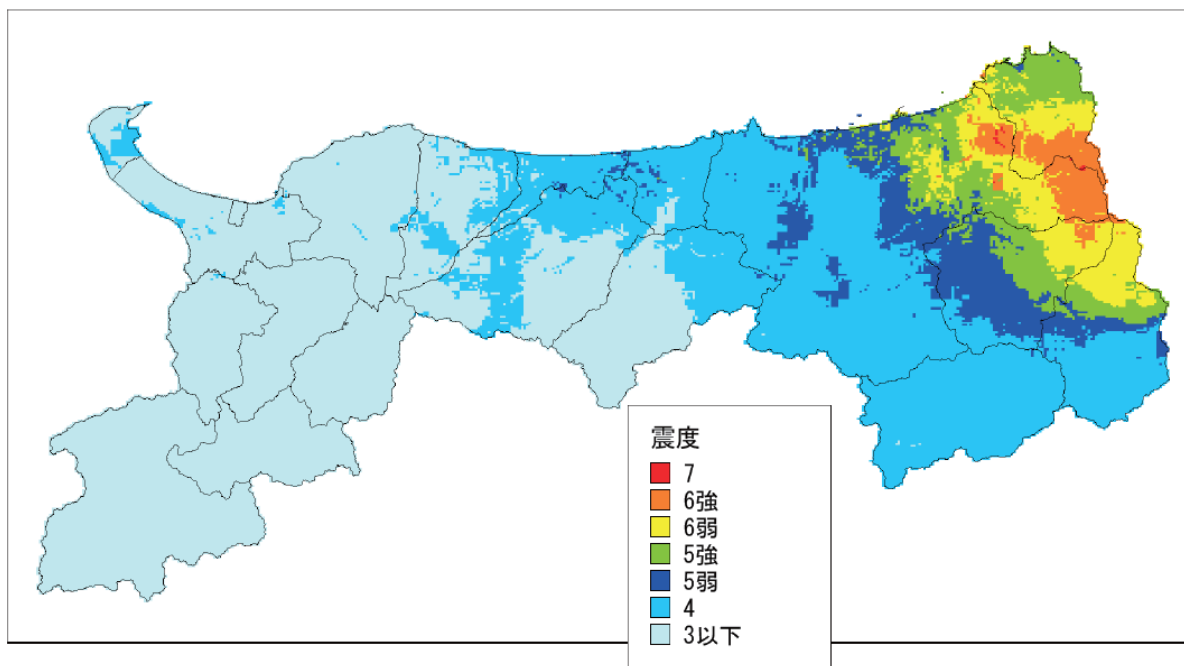


図 4.1.2 想定地震の震源断層位置

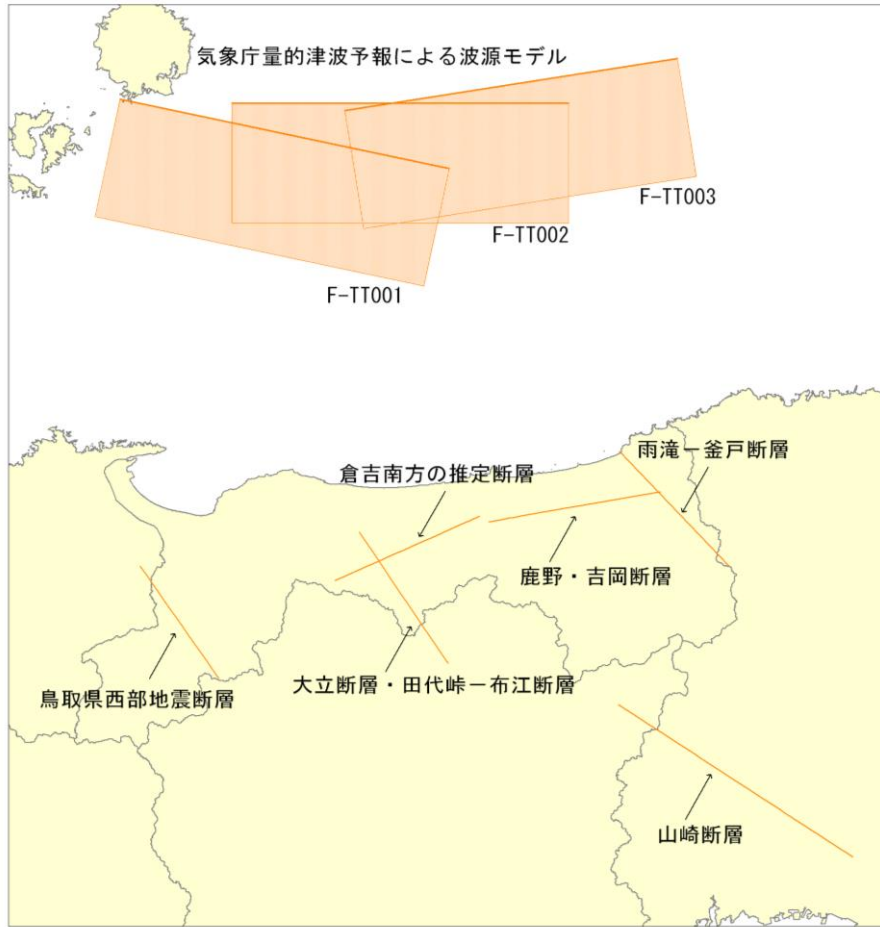


図 4.1.3 雨滝-釜戸断層による地震 液状化危険度分布

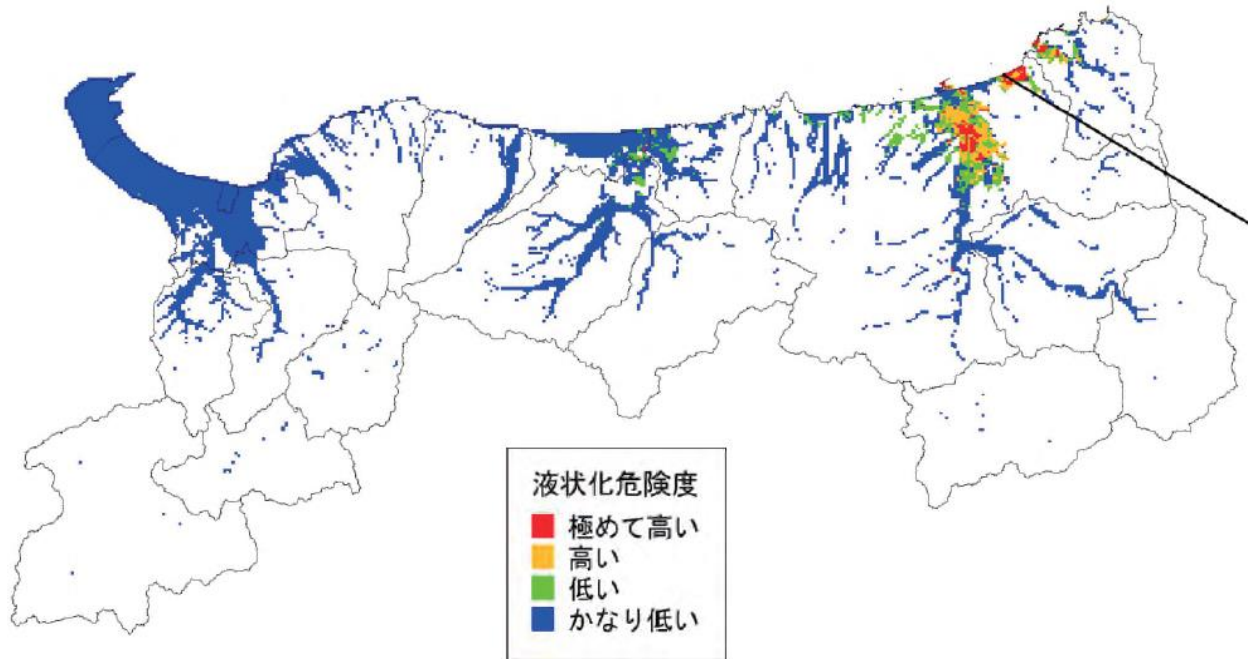


表 4.1.1 雨滝一釜戸断層の地震による被害想定総括表

想定被害			町被害想定
人的被害 (人)	冬深夜	死者数	20
		負傷者数	90
	夏 12時	死者数	10
		負傷者数	50
	冬 18時	死者数	10
		負傷者数	60
建物被害	冬	全壊 (棟)	340
		半壊 (棟)	860
出火	冬 18時	件数	1
		消失数	0
液状化			図 4.1.3 のとおり
ライフライン			通信・交通・電気・水道等施設の機能被害が、液状化危険度の高い地域を中心に発生する。

※人的被害については、建物被害、火災被害、その他の災害による被害の合計である。

※建物被害は、揺れ、液状化、その他の災害による被害の合計である。

第2 津波の想定とその被害

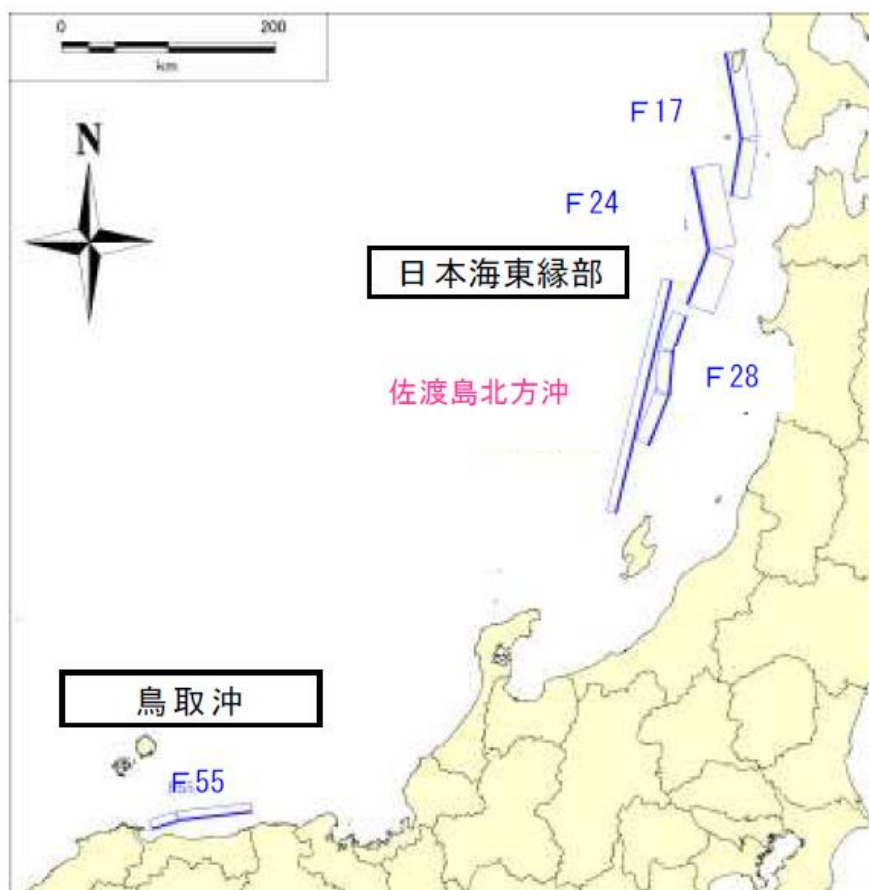
1 津波の波源

鳥取県は、「鳥取県地震防災調査研究委員会」を設置し、同委員会において5つのモデルに基づく被害想定について取りまとめ、その結果を公表している。

表 4.1.2 想定した津波波源の断層モデルパラメーター・位置図

津波断層モデル No.	モーメント マグニチュード (Mw)	断層位置 緯度 (JGD2000)	断層位置 経度 (JGD2000)	上端深さ (km,TP+)	下端深さ (km,TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計 断層長さ (km)	合計 断層面積 (km)	平均 すべり量 (m)
F17	7.78	41.0201	139.4058	2.8	18	10	45	106	53.9	21.5	135	2906	6.00
		41.4998	139.5198	2.8		350	45	96	81.0	21.5			
F24	7.86	40.1054	138.9259	3.9	18	21	30	74	53.7	28.2	132	3717	6.00
		40.5641	139.1542	3.9		349	30	80	77.9	28.2			
F28	7.67	40.0114	138.8859	2.3	15	200	45	115	35.7	18.0	126	2269	5.18
		39.7079	138.7422	2.3		185	45	93	39.7	18.0			
		39.3551	138.7060	2.3		202	45	118	50.9	18.0			
F55	7.48	35.7569	134.4138	1.1	15	261	60	215	69.0	16.0	95	1518	3.96
		35.6530	133.6580	1.1		249	60	215	25.8	16.0			
佐渡北方沖断層	8.16	40.3078	138.7287	0.0	15	193.3	60	90	222.2	17.3	222	3849	16.00

図 4.1.4 断層モデル



2 津波の高さ及び到達時間

1により想定された波源により発生する津波の高さ及び到達時間は、次のとおりと予想される。

これによると、本町沿岸では最大の津波の高さは佐渡北方沖断層モデルによるもので4.9m、F55断層モデルによる津波の最速の到達時間は5.3分、最大波の到達時間は7分と予想されている。

表 4.1.3-1 海面変動 30 cm到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
琴浦町	123.9	113.6	104.0	5.0	95.1
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	137.6	128.9	121.4	21.8	110.8
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

表 4.1.3-2 最大津波高

市町村	F17 (m)	F24 (m)	F28 (m)	F55 (m)	佐渡 北方 (m)
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
琴浦町	2.0	3.2	2.3	2.1	6.7
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	2.6	2.6	2.8	1.7	4.7
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

表 4.1.3-3 最大津波高到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	114	112	152	7	85
鳥取市	139	116	123	15	132
湯梨浜町	165	122	163	18	160
北栄町	170	126	165	19	162
琴浦町	175	130	169	19	166
大山町	176	132	170	14	166
米子市	191	148	185	29	175
日吉津村	210	148	185	61	182
境港市	194	148	188	43	183

3 津波による被害想定

鳥取県は、1により想定された波源により想定されるが、沿岸市町村の浸水面積（標 4.1.3-4）や最大の津波浸水区域を設定した「津波浸水想定区域図」を公表している。

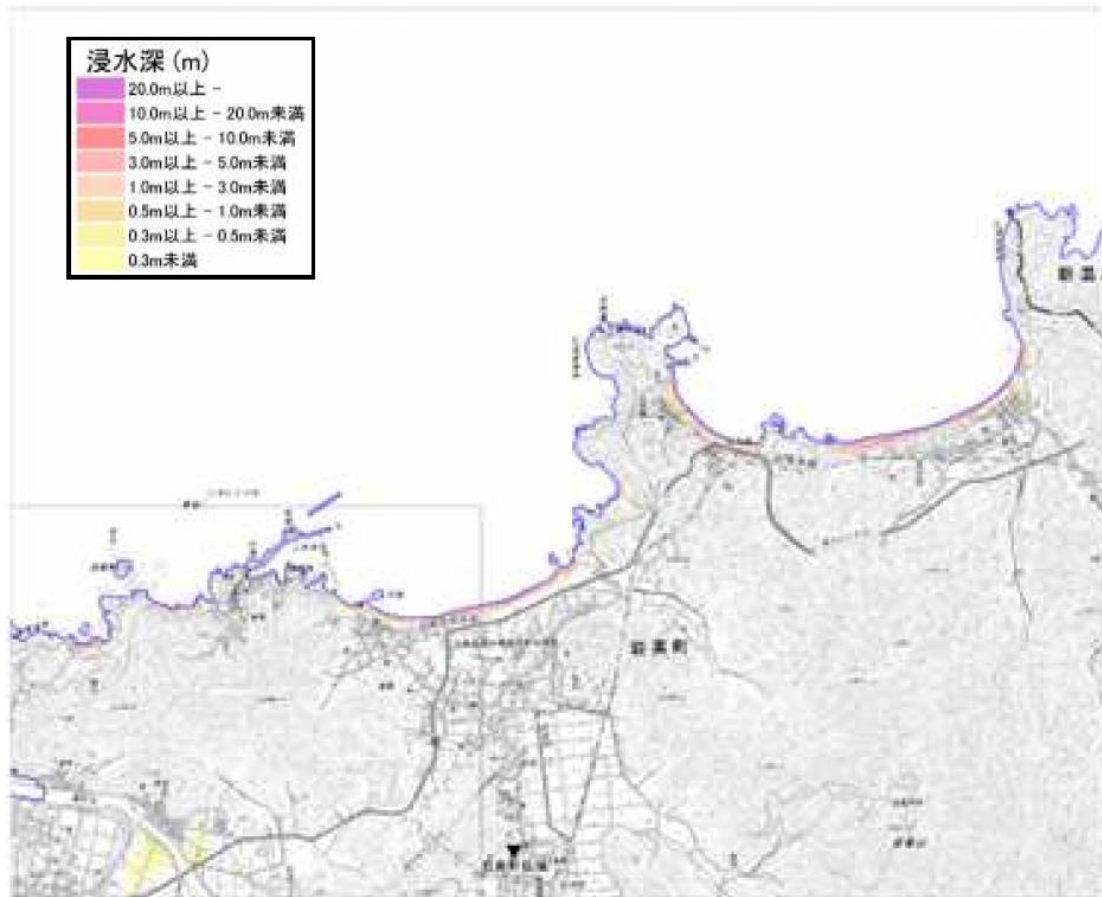
これによると、本町沿岸の一部で最大浸水深5.0m以上が予測される地点がみられる。（図 4.1.6）

表 4.1.3-4 沿岸市町村の浸水面積

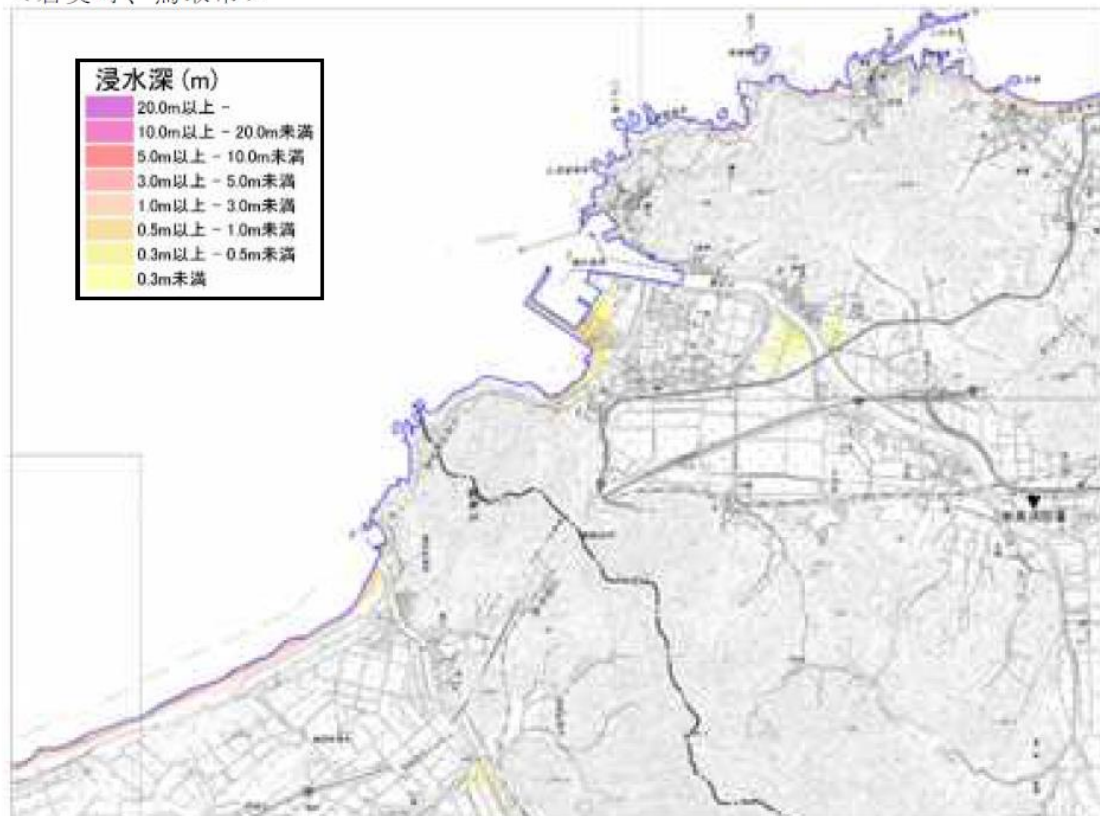
市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡 北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
琴浦町	8.5	13.1	10.1	12.1	56.2
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	32.2	38.4	39.0	29.7	222.1
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

图 4.1.6 津波浸水予测図 (岩美町付近)

<岩美町>



<岩美町、鳥取市>



(1) 津波による人的被害評価結果

津波による人的被害評価結果を示した。

表 4.1.4 津波による人的被害評価結果

F55断層 津波：大すべり中央 (単位：人)

市町村名	死者数	負傷者数
鳥取市	0	0
米子市	0	0
倉吉市	0	0
境港市	約 30	約 110
岩美町	約 10	約 40
湯梨浜町	0	0
北栄町	0	0
琴浦町	0	0
大山町	0	0
日吉津村	0	0

(2) 津波による建物被害評価結果

津波による建物被害評価結果を示した。

表 4.1.5 津波による建物被害評価結果

F55断層 津波：大すべり右側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	約 10	約 10
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 10	約 50
302 岩美町	10,000	*	約 10
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	約 10
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 10	約 70

F55断層 津波：大すべり左側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 50	約 220
302 岩美町	10,000	*	約 40
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 50	約 260

*：数人 -：被害なし

F55断層 津波:大すべり中央

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	*	*
202	米子市	150,000	-	-
203	倉吉市	57,000	-	-
204	境港市	34,000	約 30	約 110
302	岩美町	10,000	約 10	約 40
325	若桜町	3,300	-	-
328	智頭町	7,200	-	-
329	八頭町	14,000	-	-
364	三朝町	6,800	-	-
370	湯梨浜町	14,000	*	*
371	琴浦町	17,000	-	-
372	北栄町	14,000	-	-
384	日吉津村	4,900	-	-
386	大山町	15,000	-	-
389	南部町	9,100	-	-
390	伯耆町	9,500	-	-
401	日南町	5,000	-	-
402	日野町	3,900	-	-
403	江府町	3,000	-	-
合計		578,000	約 30	約 160

*: 数人 -: 被害なし

佐渡島北方沖津波

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	*	*
202	米子市	150,000	-	-
203	倉吉市	57,000	-	-
204	境港市	34,000	約 60	約 300
302	岩美町	10,000	-	-
325	若桜町	3,300	-	-
328	智頭町	7,200	-	-
329	八頭町	14,000	-	-
364	三朝町	6,800	-	-
370	湯梨浜町	14,000	*	*
371	琴浦町	17,000	-	-
372	北栄町	14,000	-	-
384	日吉津村	4,900	-	-
386	大山町	15,000	-	-
389	南部町	9,100	-	-
390	伯耆町	9,500	-	-
401	日南町	5,000	-	-
402	日野町	3,900	-	-
403	江府町	3,000	-	-
合計		578,000	約 60	約 300

*: 数人 -: 被害なし

第3 液状化

液状化現象とは、地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液状化になる現象をいう。液状化現象により、比重の大きい構造物の埋もれや倒壊があり、地中の比重の軽い構造物（下水管など）が浮き上がったりする。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などがほとんどである。参考に、鳥取県の示す液状化予想地域は、図 4.1.3 のとおりである。

第2節 地震被害予防計画

この計画は、地震時における被害の防止や軽減を図るため、必要な施設を整備するとともに、危険区域の実態を把握するなど事前対策を行い、地域の安定を図ることを目的とする。地震による災害は、地盤振動に伴う建物、人への被害や液状化による地盤・埋設施設等の被害が予想される。

ここでは、主に津波による被害の防止と建物のための事前対策を示す。

なお、地震に伴う火災、水害、斜面崩壊、崖崩れ等その他地震被害を予防するための対策については、第2章の各節に示す対策により対応する。

第1 鳥取県震災対策アクションプラン並びに地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1 鳥取県震災対策アクションプランの推進

鳥取県及び町は、鳥取県が平成22年12月に策定した、「鳥取県震災対策アクションプラン」に掲げた減災目標を達成するため、行政、事業者、町民等が連携した地震防災対策を推進することとする。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

鳥取県及び町は、令和3年度からは第5次五箇年計画に従い、順次、計画に沿った地震防災施設の整備に努めるものとする。

第2 耐震化の推進

この計画は、建築物の安全性を高めることにより、災害発生時の被害の発生を防止し、防災活動や避難・収容活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、災害時の防災対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

1 耐震化の現況

町民の防災知識の向上と認識が広まり、また、建築行政に係る施策等の効果から、鉄骨・鉄筋コンクリート造等、耐震化された建築物が増加傾向を示しているものの、いまだ十分な耐震性を有していない建築物があるのが現状である。

そのため、耐震化の重要性について啓発を行い、より一層の耐震性の強化と推進に努めるものとする。

町内の建物の耐震化の現況（令和6年1月時点）

町内の住宅の耐震化率（新耐震の住宅率（棟数ベース、推計値含む）） 〔鳥取県全体の住宅の耐震化率（新耐震の住宅率（棟数ベース、推計値含む））〕 ※鳥取県の数値は令和2年度実績	70.1% 〔約85%〕
町が所有する公共建築物の耐震化率	84.8%

※新耐震・・・昭和56年6月1日に施行された建築物に対する耐震基準

2 耐震改修促進計画の策定

（1）耐震化の目標と方針

町は、平成21年3月に作成した「岩美町耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化に取り組むものとする。

町内の住宅の耐震化率は、鳥取県の平均と比べてかなり低い水準であり、耐震化の必要性を

町民へ周知・啓発し、1棟でも多くの住宅を着実に耐震化していく。

一方、町が所有する建築物は、利用する町民の安全確保のためだけでなく、災害時に避難場所として利用される学校、被害情報の収集や災害対策指示が行われる庁舎等、災害時に重要な役割を果たすものが多いことから、特定建築物への該当の有無にかかわらず、耐震性の確保に取り組むものとする。

住宅	令和12年度までに町内の住宅の耐震性が不十分なものを概ね解消
特定建築物	対象物件すべてが対策完了
町有建築物全体※	令和12年度までに概ね解消

※特定建築物の用途の分類に用いられるもの

3 地区ごとの特性を考慮した計画の推進

町は、地区自治会等と連携して本計画を町民に周知し、耐震診断、耐震改修の促進を図る。また、海に面する漁村部や、山間の農村部など、地区ごとに集落の状況や耐震化率などが異なる特性を踏まえて取組みを進める。

4 耐震ケースマネジメント等による耐震化の促進

鳥取県（生活環境部）及び町、建築士等で連携し、住宅所有者の抱える課題に応じて、県が専門家（建築士、宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー）を派遣する耐震ケースマネジメントでフォローアップを実施する。

5 既存建築物に関する対策

地震等による災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、次の事項の普及周知に努めるものとする。

ア 建具類の完全固定措置をする。

イ 壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

ウ 特に老朽した建物にあつては、丸太・角材等で補強する。

エ 避難路の石塀、ブロック塀の倒壊防止措置をする。

オ 窓ガラスの飛散防止措置をする。

あわせて、耐震改修促進計画に基づき、耐震化の補助事業の活用を図るとともに、建物の耐震化に関する情報提供などを通じて普及・啓発を進め、耐震化を促進していく。

6 公共施設等の地震予防対策

公共施設は、不特定多数の者が利用し、災害時には応急対策の拠点となり、避難所に指定しているものもあるので、建築基準法による規制の徹底等を図るものとする。

特に、町有施設のうち、昭和56年建築基準法施行令改正の施行前の建築に係るものについては、重要性、老朽度合等を勘案して建築物の耐震改修の促進に関する法律及び「岩美町耐震改修促進計画」等に基づいて年次的に耐震診断を行い、必要な耐震改修工事を実施するものとする。

7 その他の耐震化対策

(1) 家具等の転倒防止対策

鳥取県及び町は、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の転倒防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものと

する。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱業者等は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町、自治会等は避難経路における現状を調査し、業界団体への必要な働きかけを行うものとする。

(3) 窓ガラス落下防止対策

鳥取県及び町は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないよう主に次の事項について配慮するものとする。

ア エレベーターの耐震安全性の確保

イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ 早期救出・復旧体制の整備等

エ 適時適切な情報提供及び情報共有

(5) 感震ブレーカー設置の啓発・普及

町は、地震に起因する電気製品からの火災の発生等の2次災害を防止するため、各家庭や事業所での感震ブレーカー設置の啓発や設置支援を通じて、普及に努めるものとする。

第3 津波災害の予防

1 津波の観測・予報体制の整備（鳥取地方気象台）

気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・来襲地域の予想を目的としている。地震が発生した場合には、気象庁本庁及び大阪管区気象台においてその震源諸要素が判定され、津波発生の有無の判定がなされる。

津波の高さは目視や建物に残された痕跡調査等によって観測されるが、観測施設による場合、テレメーター化され、気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。

また、鳥取県内の地震観測施設は、鳥取地方気象台、米子特別地域気象観測所、境特別地域気象観測所、智頭町及び岩美町に計測震度計、倉吉市岩倉長峯には、津波地震早期検知施設が設置されている。

今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波予報伝達の迅速化に努めるものとする。

2 津波情報伝達体制の整備

津波情報伝達体制について、サイレン、広報車等の整備はもとより、海岸線の防災行政無線施設を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努め、総務省消防庁全国瞬時警報システム「J-ALERT」（以下「J-ALERT」という。）による情報を利用した職員参集システムの整備により、緊急時の職員の配備体制を確立するよう努める。

また、地震発生時に津波警戒活動等を実施する漁業協同組合、消防団、地区自治会等との関係機関と連携を図りつつ、必要箇所に警戒要員を配置できるよう津波観測警戒体制の事前整備に努めるものとする。

3 津波防災計画

町民等への周知を図り、命を守る行動につなげるため、浸水想定区域内における防災計画を以下のとおり定めるものとする。

(1) 津波監視体制の整備

ア 津波監視場所は、監視者の安全確保を考慮のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置する。

イ 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者（漁協職員及び消防団員等）を津波監視担当者として選任する。

ウ 津波監視場所の情報伝達手段の確保

津波監視場所の情報伝達手段として、無線の整備を図る。

エ 鳥取県（県土整備部）は河川・港湾の監視カメラ、水位計を活用し、津波発生時に施設等の状況把握を行い、インターネットを通じて住民等へ提供する。

(2) 津波ハザードマップの作成

津波の浸水区域や、情報伝達手段、避難施設等を記載した「津波ハザードマップ」を作成し、住民に周知を図ることで、避難体制の強化を図る。

(3) 津波に対する防災上の事前周知

町は、津波で浸水する危険性が高い地域の住民等に対して、次の事項について周知する。

ア 強い地震（震度4）を感じたいとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難するな

- ど、避難行動に関する知識
- イ 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波など後続波の方が大きくなる可能性があることなどの津波の特性に関する情報
 - ウ 津波は自然現象であることから、津波浸水予測や地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
 - エ 3日以上の食料、飲料水等の備蓄、避難路確保の観点から家具等の転倒防止など、家庭でできる予防・安全対策
 - オ 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時や避難指示等にとるべき行動
 - カ 災害時の家庭内の連絡体制の確保の必要性

(4) 防災訓練の実施

町は、津波を想定した訓練を実施するとともに、津波で浸水する危険性が高い地域の住民等に対して訓練の実施を促すものとする。

(5) 避難行動要支援者への対応

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、支え愛マップづくり等による避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等を推進することとする。

(6) 帰宅困難者への対応

鳥取県及び町は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

(7) 観光客・一時滞在者への対応

町は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

第3節 津波に関する警戒体制

第1 津波警戒体制

地震発生後の津波警戒体制は、気象庁による津波注意報及び津波警報の発表によるほか、地震発生直後の津波の早期襲来に備える必要がある場合に津波警戒体制を確保する。なお、避難指示等を発出する場合において避難誘導等を行うものは、津波の到達時間等や配置場所に留意するなど自らの身の安全を確保しつつ、無線等を活用し避難状況等の情報伝達を行う。避難先については、津波が及ばない高台もしくは避難所へ誘導し、避難経路については、津波ハザードマップの考慮のうえ安全なルートを選択し誘導を行う。

1 津波注意報の発表に伴う体制

津波注意報が発表された場合は、鳥取県漁業協同組合、消防機関等と協力し、海面状況の監視体制をとるとともに、防災無線等で海岸沿岸の町民、漁船、海水浴客、釣り人等への注意喚起の広報等を実施し、必要に応じ避難誘導等を行う。

なお、津波注意報の内容によって予測される危険箇所においては、必要に応じ、避難指示等を行い、安全に努めるものとする。

2 津波警報、大津波警報の発表に伴う体制

津波警報が発表された場合は、直ちに沿岸漁業協同組合、消防機関と協力し、海面状況の監視及び警戒巡視を実施するとともに、必要に応じ、海岸沿岸の町民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難指示を行い、避難誘導等を行う。

大津波警報が発表された場合は、直ちに町民への周知の措置をとるとともに、海岸沿岸の町民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難指示を行い、避難誘導等を行う。

3 地震発生時による緊急警戒体制

町内で震度が3以上の地震が発生したときは、直ちに緊急警戒体制を執るものとする。

また、鳥取県漁業協同組合、消防機関等は、自主的に海面状況の監視及び警戒巡視を実施するとともに、必要に応じ海岸沿岸の町民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難指示を行い、避難誘導等を行うものとする。

第4節 地震災害通信情報計画

この計画は、地震災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、伝達することにより、被害の軽減及び拡大の防止を図ることを目的とする。

第1 緊急地震速報、地震情報等の伝達

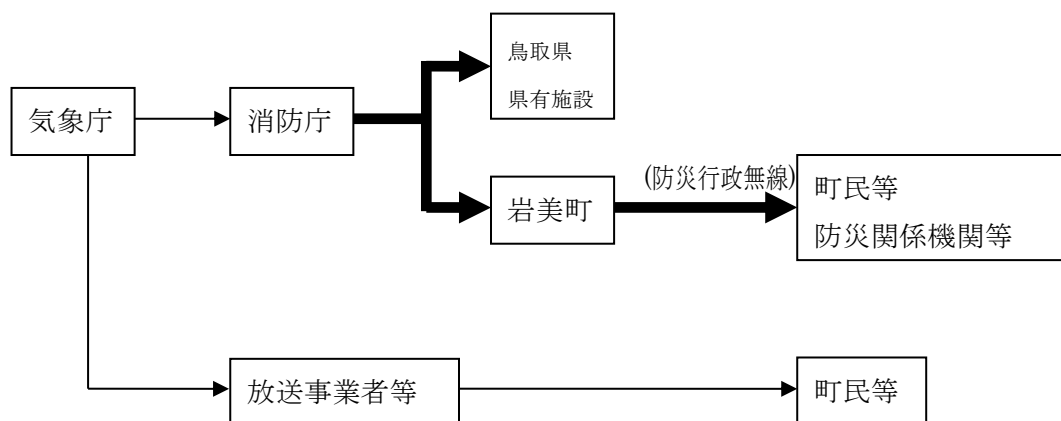
この計画は、緊急地震速報及び地震情報等の伝達について必要な事項を定めるものとする。

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて町民に提供する。緊急地震速報は、J-ALERTで自動起動される同報系防災行政無線の緊急放送により即座に町民に伝達される。また、報道機関の臨時放送、携帯電話会社の緊急速報メール等でも伝達される。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波（P波）を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

図 4.4.1 緊急地震速報の伝達系統図



※ **→** は、J-ALERTにより伝達されるルート

2 地震に関する情報の種類及び内容

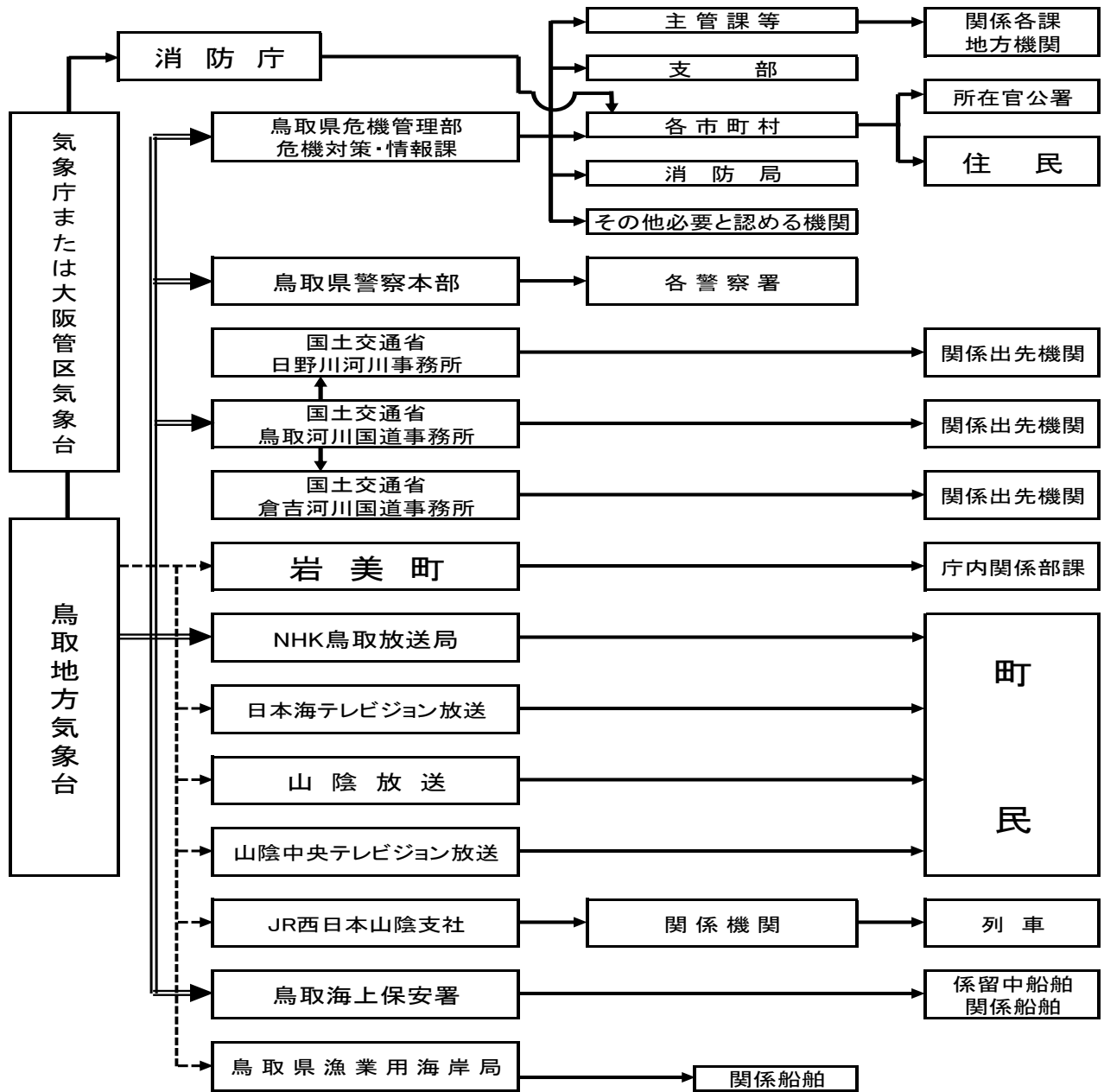
表 4.4.1

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の発生時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加して発表。 なお、津波警報・津波注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	長周期地震に関する観測情報	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合又は都市部など著しい被害が発生する可能性地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響についても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料 (準即時的な情報)	県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。	

3 地震情報等伝達系統

気象庁、大阪管区気象台、鳥取地方気象台が発表する地震情報の伝達系統は、図 4.4.2 及び図 4.4.3 のとおりである。

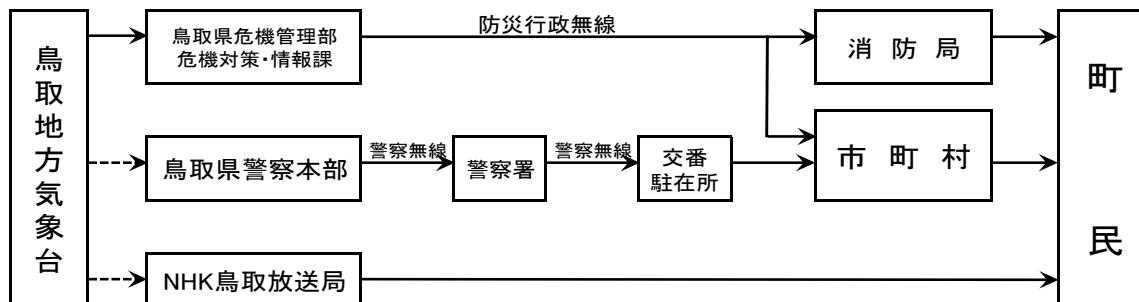
図 4.4.2 地震情報等の伝達系統図



(備考)

1 「 」:二重線」の経路は専用線での接続、「-----」:破線」はインターネット接続を表す。

図 4.4.3 地震情報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の町民等への伝達）



※震度速報、震源・震度に関する情報は、消防庁（J-ALERT）からも市町村に配信される。

注) ---> は補助ルートで、必要と認める場合。

※ 通常の伝達が行えない場合は、加入 FAX、防災行政無線、手交等適切な手段により通知する。

4 地震情報等の伝達方法

地震情報等の受信体制、伝達系統及び町民に伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 地震情報等の受信体制

ア 気象台等から通報される地震情報等は、常時岩美町総務課（町本部設置後は統括部）において受信する。なお、休日、夜間等の勤務時間外の地震情報の受信は、宿直が行い、直ちに総務課長にその旨を伝達するものとする。

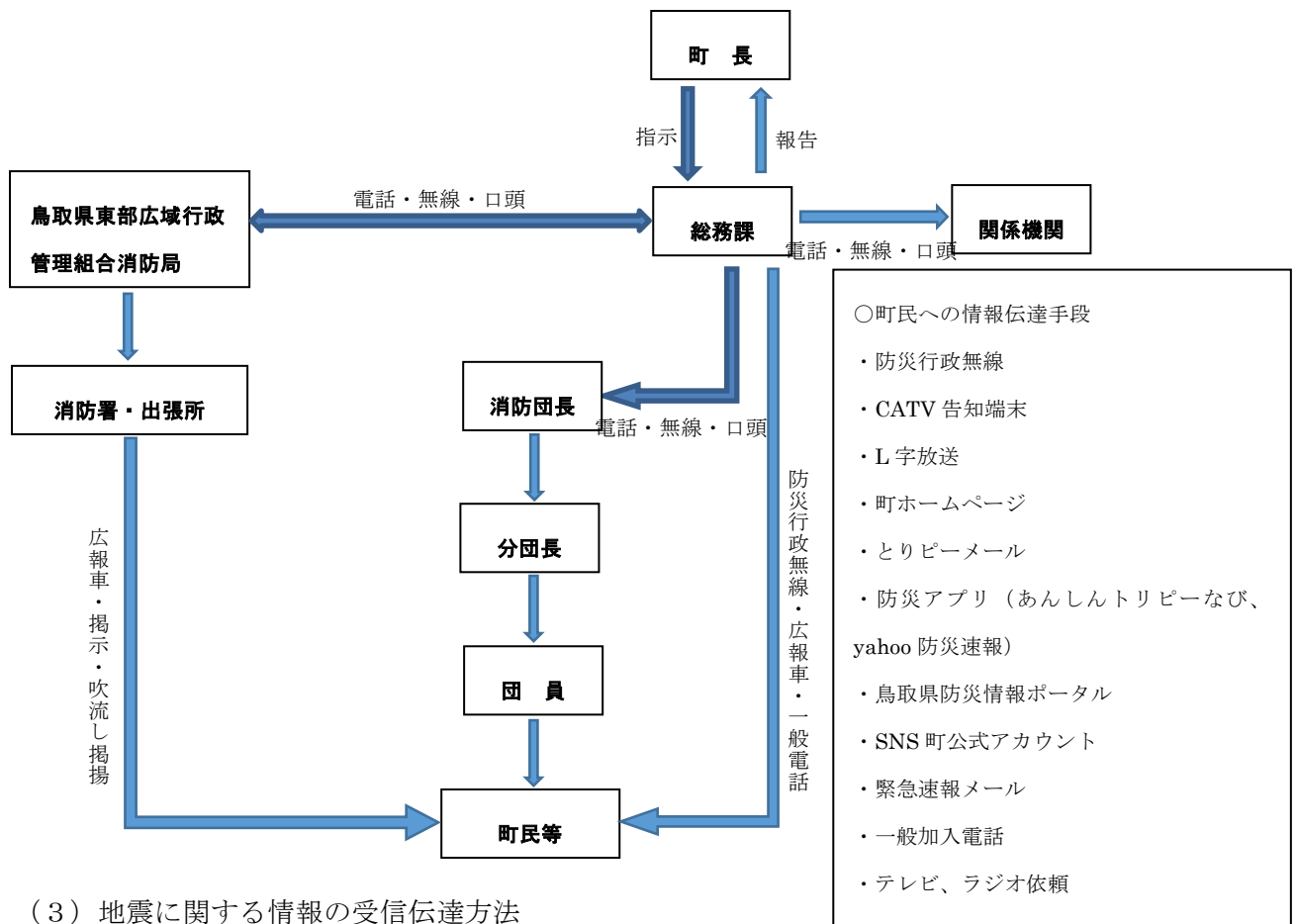
イ 総務課長（町本部設置後は統括部）は、地震情報等を受信したときは、直ちに町長（町本部設置後は本部長）、副町長（町本部設置後は副本部長）に連絡し、その指示を受けるとともに、必要に応じて、(2)の伝達系統及び伝達方法により、町の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに町民に伝達するものとする。

(2) 地震情報等の伝達系統及び伝達方法

ア 地震情報等を受信した後の町の各機関、消防機関及び防災関係機関等への伝達系統並びに町民に広く伝達する必要がある場合の伝達方法は、図 4.4.4 のとおりとする。

イ 町は、地震情報等を町民に伝達する場合は、防災行政無線、町ホームページ、配信メール、CATV等、防災アプリ（あんしんトリピーなび、yahoo 防災速報）、鳥取県防災情報ポータル、SNS 町公式アカウントにより伝達に努めるとともに。消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に町民に周知を図るものとする。協力依頼を受けた消防機関、報道機関、防災関係機関等は、広報車、サイレン、鐘、口頭等の手段を用いて、より迅速かつ的確に町民に伝達することに努めるものとする。これらの協力体制は、あらかじめ消防機関、報道機関、防災関係機関、自主防災組織等と協議し、連絡体制を確保しておくように努めるものとする。

図 4.4.4 町民への地震情報等の伝達方法



(3) 地震に関する情報の受信伝達方法

ア 緊急地震速報及び震度速報（震度4以上）については、図 4.4.1 のとおり、J-ALERT の同報系防災行政無線自動起動放送等により受信伝達を行う。

イ その他の地震情報については、図 4.4.2 及び図 4.4.3 により得られた情報を、図 4.4.4 のとおり多様な手段を用いて町民へ伝達する。

第2 津波警報等の伝達

気象業務法第13条及び第14条の2の規定に基づき気象庁が発表する津波警報等の内容、種類、伝達方法等については、次のとおりである。

1 気象庁が発表する津波警報等

(1) 気象庁又は大阪管区气象台が発表する津波警報等

津波警報等及び津波に関する情報については、気象庁本庁又は大阪管区气象台が発表及び解除する。鳥取県は、全域が1つの予報区であり、予報区の名称は「鳥取県」である（図 3.2.5）。震度に関する情報については、気象庁又は大阪管区气象台が行い、鳥取地方气象台は関係機関に伝達する。

ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を災害により適時に受けることができなくなった場合は、岩美町長が行う場合がある。

ア 発表する津波警報等の種類

予想される津波の高さにより、「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」の3種類に区分される。その発表基準、発表される津波の高さ等は、表 4.4.2 アのとおりである。な

お、大津波警報については、津波の特別警報に位置づけられる。

イ 津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想される時発表される。

表 4.4.2 ア 津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	1 0m<高さ	1 0 m超	巨大
		5 m<高さ≤10m	1 0 m	
		3 m<高さ≤5 m	5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m≤高さ≤1 m	1 m	(表記なし)

表 4.4.2 イ 津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

注) 1 気象庁は、地震が発生した時の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。予想される津波の高さは、通常数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

2 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう

表 4.4.3 気象庁又は大阪管区気象台が発表する地震及び津波に関する情報

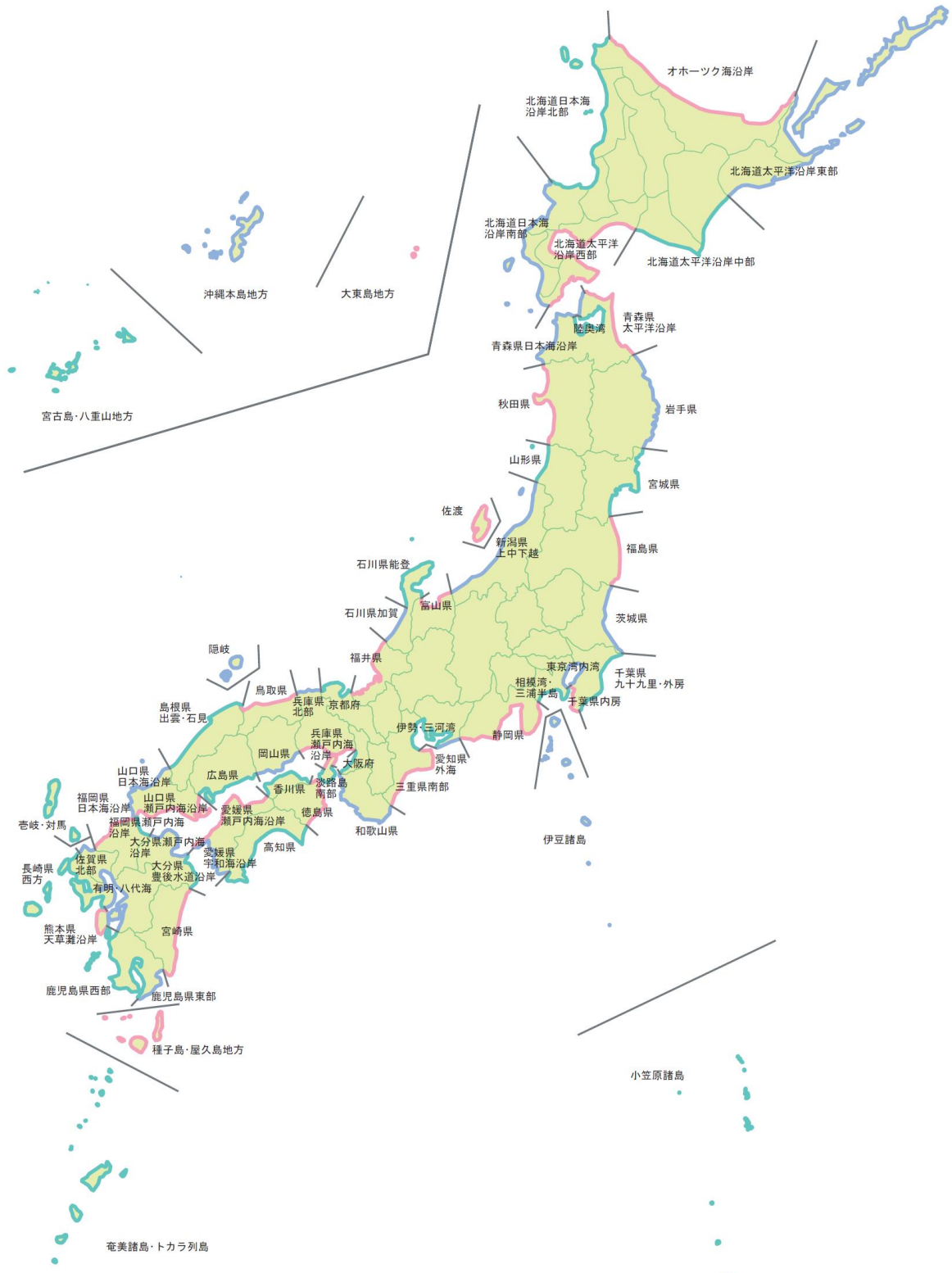
情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	長周期地震に関する観測情報	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震から10分後程度で1回発表)
津波情報	大津波警報 津波警報 津波注意報	大津波警報・津波警報は、津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波注意報は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。鳥取県は全域が1つの予報区であり、予報区の名称は「鳥取県」である。
	津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

※1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、

津波が到達中であることを伝える。

図 4.4.5 津波予報区（津波警報・注意報等の発表区域）



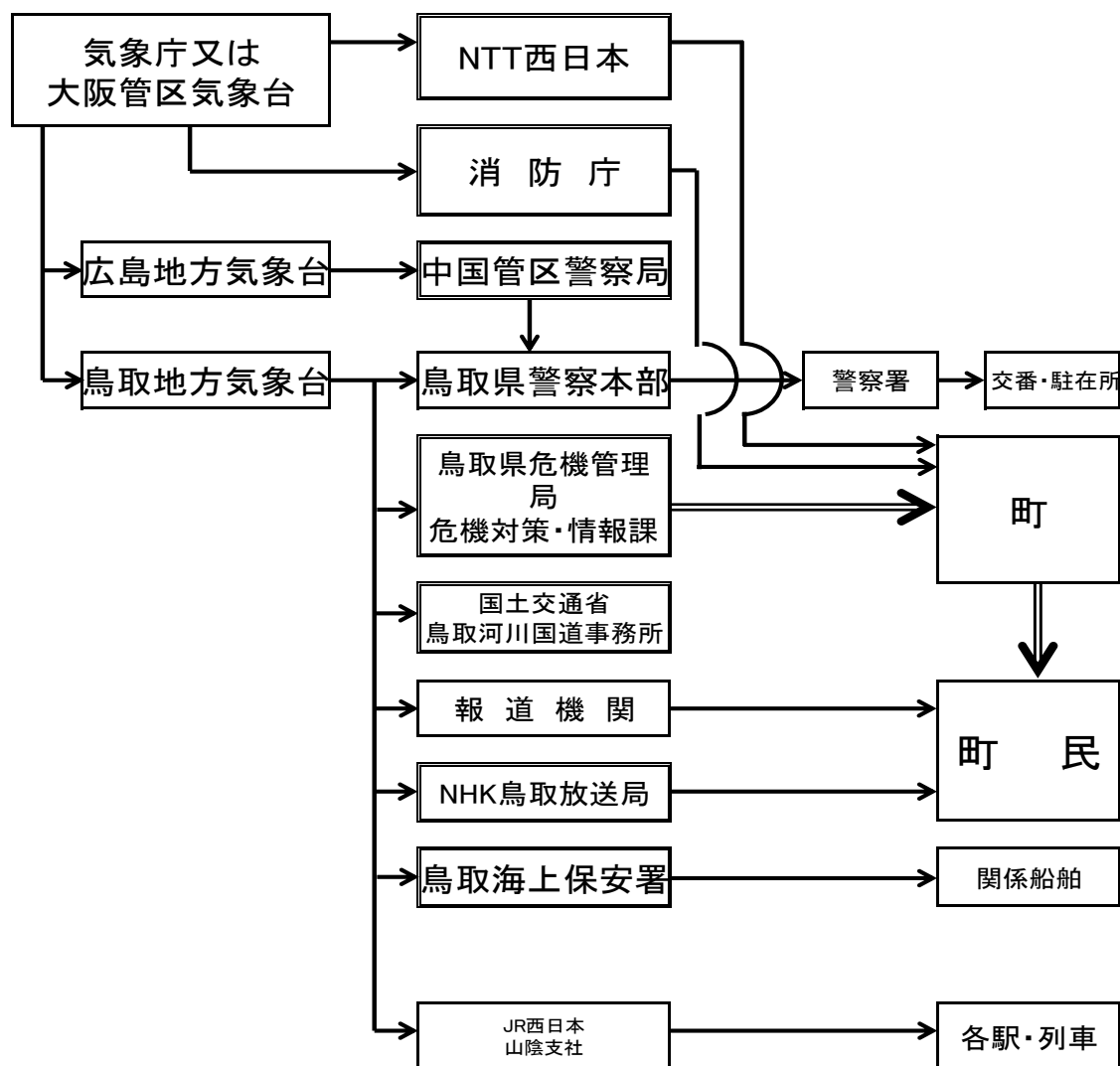
2 NTT 西日本株式会社から町に伝達される津波警報等の種類

NTT 西日本株式会社は、大津波警報・津波警報の発表及び解除に関する通報を受けたら速やかに町に伝達する。

3 津波警報等伝達系統

(1)鳥取地方気象台が発表する津波予報等の伝達系統は、図 4.4.6 及び図 4.4.7 のとおりである。

図 4.4.6 津波警報等の伝達系統図

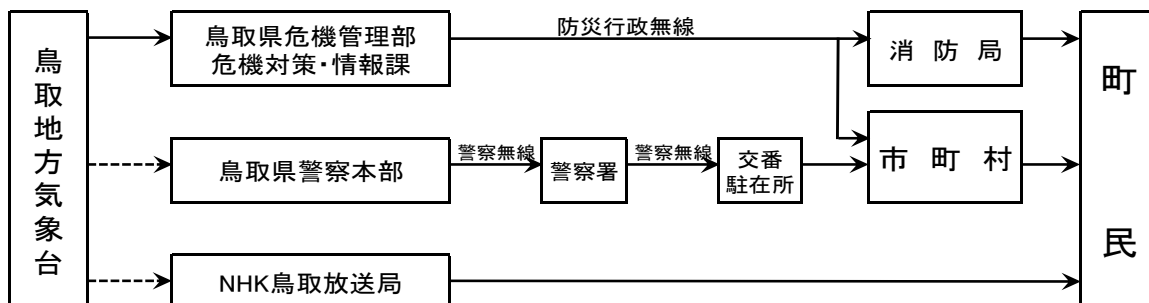


(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 緊急やむを得ない場合に町長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接町民に伝達するものとする。

図 4.4.7 津波警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合）



※大津波警報・津波警報・津波注意報は、消防庁（J-ALERT）からも市町村に配信される。

注) - - -> は補助ルートで、必要と認める場合。

※ 通常の伝達が行えない場合は、加入 FAX、防災行政無線、手交等適切な手段により通知する。

4 津波警報等の伝達方法

津波警報等の受信体制、伝達系統及び町民に伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 津波警報等の受信体制

ア 気象台等から通報される津波警報等は、常時総務課（町本部設置後は事務局）において受信する。なお、休日、夜間等の勤務時間外の津波警報等の受信は、警備員が行い、直ちに総務課長にその旨を伝達するものとする。

イ 総務課（町本部設置後は事務局）は、津波警報等を受信したときは、直ちに町長（町本部設置後は本部長）、副町長（町本部設置後は副本部長）及び総務課長に連絡し、その指示を受けるとともに、必要に応じて、(2) の伝達系統及び伝達方法により、町の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに町民に伝達するものとする。

(2) 津波警報等の伝達系統及び伝達方法

ア 津波警報等を受信した後の町の各機関、消防機関及び防災関係機関等への伝達系統並びに町民に広く伝達する必要がある場合の伝達方法は、図 4.4.4 のとおりとする。

イ 町は、津波警報等を町民に伝達する場合は、防災行政無線等により伝達に努めるとともに、消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に町民に周知を図るものとする。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町民へ周知するための措置をとる。協力依頼を受けた消防機関、報道機関、防災関係機関等は、放送設備、広報車、サイレン、鐘、口頭等の手段を講じ、より迅速かつ的確に町民に伝達することに努めるものとする。これらの協力体制は、あらかじめ消防機関、報道機関、防災関係機関等と協議し、連絡体制を確保して置くように努めるものとする。

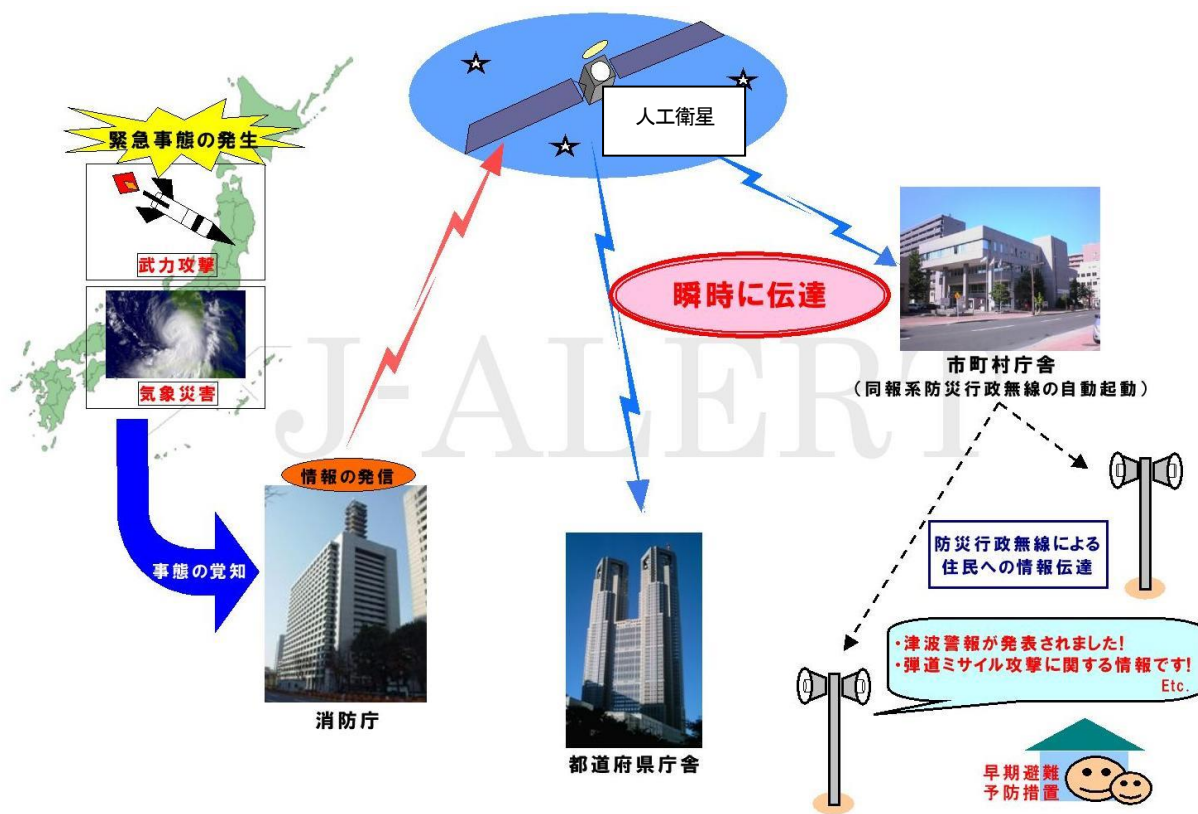
(3) 地震及び津波に関する情報の受信伝達方法

地震及び津波に関する情報については、消防庁全国瞬時警報システム（J-ALERT）の受信装置及び発信装置により伝達系統を補完するものとする。

発信装置の伝達系統は、図 4.4.8 のとおりとする。

※ 鳥取県東部で、震度4以上の地震が発生した場合又は津波予報区鳥取県（図 4.4.5）に大津波警報、津波警報が発表されたときに発信する。

図 4.4.8 発信装置の伝達系統



第5節 原子力災害対策計画

第1 目的

この計画は、人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所において異常等が発生した場合、正確な情報伝達による町民の不安解消や風評被害等を未然に防止することを目的とする。

第2 鳥取県地域防災計画との関係

この計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下この節において「鳥取県地域防災計画」という。）を基本とし、整合性を持つ内容で定めるものとする。

第3 原子力事業者等の概要

1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）

（事業所等の概要）

事業者名	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
事業所名	人形峠環境技術センター
所在地	岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550
概要	核燃料物質使用施設 核燃料物質加工施設（令和3年1月加工事業に係る廃止措置計画認可）

2 中国電力株式会社（島根原子力発電所）

（施設等の概要）

事業者名	中国電力株式会社
発電所名	島根原子力発電所
所在地	島根県松江市鹿島町片匂 654-1
発電機出力及び 原子炉型式	着工／運転開始／経過年数（令和7年3月時点） ・ 1号機：昭和45年2月／昭和49年3月／廃止決定（平成29年4月廃止措置計画認可、同年7月廃止措置作業着手） ・ 2号機：昭和59年2月／平成元年2月／36年 ・ 3号機：平成17年12月／未定／－

第4 用語の意義等

原子力災害対策編における用語の意義等は、次のとおりである。

用語	意義
原 災 法	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
原子力事業者	独立行政法人日本原子力研究開発機構及び中国電力株式会社という。（原災法第2条。ただし、核燃料物資等の事業所外運輸に関する原子力事業者は除く。）
原子力事業所	人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所をいう。
原子力防災専門官	原子力事業者が実施する災害予防の対策の指導・助言、施設敷地緊急事態発生時の情報収集、地方公共団体への助言等を行う。（原災法第30条）
原子力防災管理者	原子力事業者で施設敷地緊急事態発生時の通報など原子力防災組織を

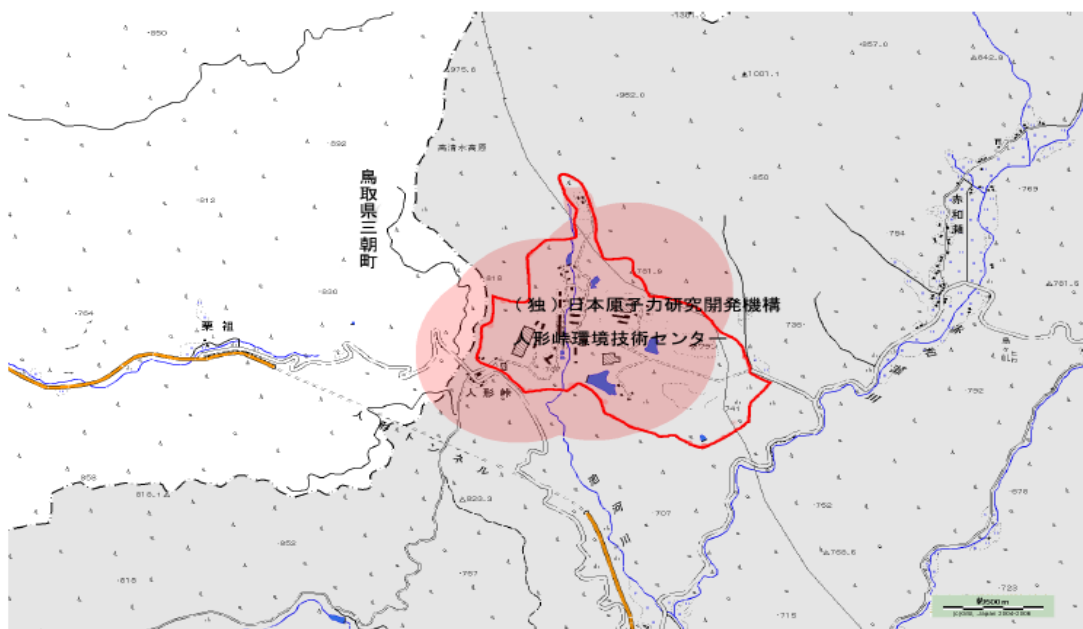
	統括する者をいう。(原災法第9条)
オフサイトセンター (緊急事態応急対策拠点施設)	原子力施設の原子力災害等に関する緊急事態応急対策の拠点となる施設をいう。(原災法第12条)
上齋原オフサイトセンター	人形峠環境技術センターに係るオフサイトセンターをいう。(鏡野町(上齋原振興センター)に設置)
島根県原子力防災センター	島根県原子力発電所に係るオフサイトセンターをいう。(松江市に設置)
現地事故対策連絡協議会	施設敷地緊急事態の通報を受け、国(安全規制担当省庁)、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。(原災法第10条)
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。(原災法15条)
合同対策協議会	原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。(原災法第23条)
SPEEDI ネットワークシステム	緊急時に迅速に放射能の影響予測を行うためのネットワークシステムである。
モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定、監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行うモニタリングがある。

第5 人形峠環境技術センターの場合

鳥取県地域防災計画では、以下のとおり定めている。

国立開発研究法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠環境技術センター」という。）においては、原子力災害対策重点区域を設定しないが、人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、施設敷地内で防護措置は必要となる事象の発生に備え、国、原子力事業者等の情報連絡、住民等への迅速な情報提供、モニタリング等の周辺地域における対応に関する体制を平時から構築しておき、原子力災害時には国の指示、緊急モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断すると定めている。鳥取県においては、三朝町竹田地区の別図に示す範囲とする。

なお、鳥取県では、県民不安解消等の観点から、三朝町木地山、福吉、実光、鉛山、栗祖の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。

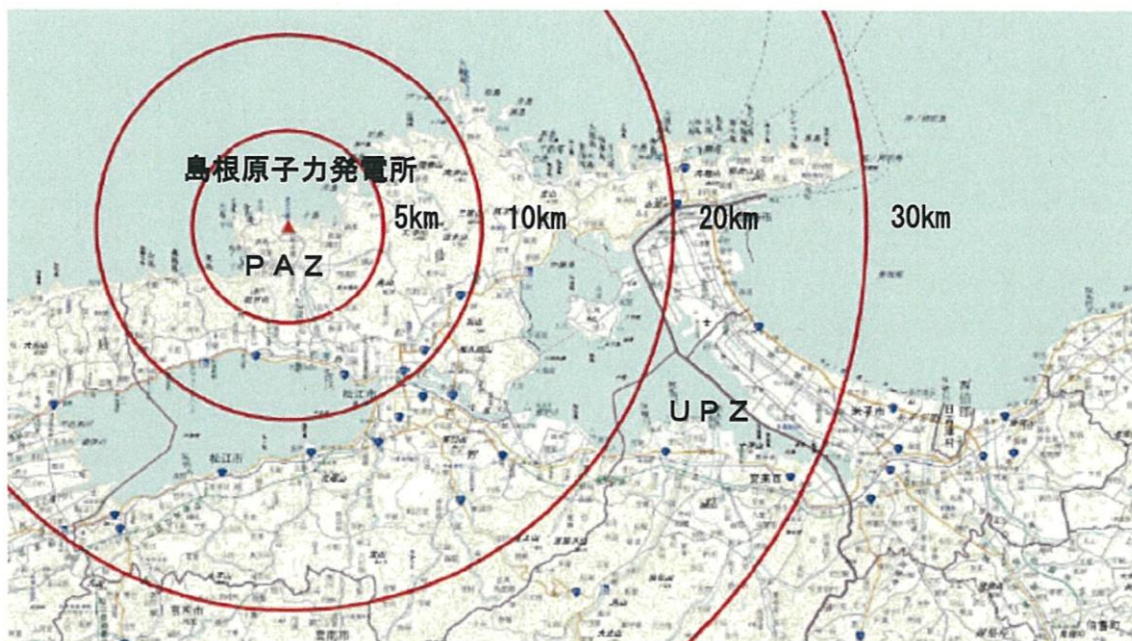


第6 島根原子力発電所の場合

鳥取県地域防災計画では、以下のとおり定めている。

原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所2号機において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。なお、島根原子力発電所1号機については、冷却告示に伴い、原子力災害対策重点区域の範囲が原子力施設から概ね半径5kmを目安として設定されており、当該原子力災害対策重点区域の全てがUPZとされている。おって、UPZ外においては、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

原子力災害対策重点区域を含む市町村	原子力災害対策重点区域を含む地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原子力発電所から概ね30kmで米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域



第7 被害想定

鳥取県地域防災計画における、人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所の異常等の想定は次のとおりである。

1 人形峠環境技術センターに係る災害の想定

人形峠環境技術センターからの核燃料物質（放射性物質）及び放射線の放出形態としては、ウラン等の漏えい等が考えられるが、施設外への影響は限られた範囲になると考えられる。また、臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態）事故については、意図的な違反行為による可能性は否定できないが、その規模等は限られたものになると考えられる。

2 島根原子力発電所で想定される放出形態

- (1) 島根原子力発電所2号機 原子炉施設においては、放射性物質を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。なお、いわゆる実用発電用原子炉に係る新規規制基準の適合性審査で、セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回る（規制要求を満たす）ことが確認されている。
- (2) 島根原子力発電所1号機 廃止措置（第2段階）中であり、放射性物質の放出を伴う最も過酷な事故としては、建物換気系フィルタが火災等によって破損し、フィルタに付着している粒子状放射性物質が周辺環境に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は約0.029ミリシーベルトと評価されている。
- (3) 島根原子力発電所3号機 建設中であり、放射性物質の放出を伴う事故は想定されない。

第8 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備

鳥取県は、平常時又は緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を把握するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、中央監視装置、携帯電話等の通信手段、モニタリング情報共有システム等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとしている。

また、鳥取県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時からSPEEDIネットワークシステム環境放射線システム等、情報伝達のネットワークの整備・維持に努める。

第9 活動及び配備体制

1 配備体制の基準

人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所で異常等が発生した場合の配備体制の基準

は、次のとおりとする。

種 別	配備の基準（時期）		活 動	
	人形峠環境技術センター	島根原子力発電所		
警戒本部 体制	注意 配備	1 人形峠環境技術センター又は県から施設敷地緊急事態の通報があったとき 2 人形峠環境技術センター又は県から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等が連絡された場合等で、危機管理部長が必要と認めたとき	1 県等から施設敷地緊急事態の情報入手確認した場合等で、防災調整監が必要と認めたとき 2 県等から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等入手確認した場合等で、危機管理部長が必要と認めたとき	1 情報収集・伝達 2 警戒配備への移行準備
	警戒 配備	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 異常等により、本町に影響が及ぶおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、本町に影響が及ぶおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき	1 情報収集・伝達 2 関係各部・課による協議及び応急対策の実施 3 災害対策本部体制への移行準備
災害対策 本部体制	第1 配備	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、本町に多大な影響が及ぶおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき		1 情報収集・伝達 2 各対策部・班による応急対策の実施

2 警戒本部等の設置

- (1) 町は、施設敷地緊急事態発生連絡をうけた場合等は、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、鳥取県及び関係機関と緊密な連携を図るため、上記1の基準により、警戒本部又は災害対策本部を設置する。
- (2) 町は、施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合等は、関係機関と連携を図りつつ、異常等の状況の把握に努める。
- (3) 町は、町民の不安解消等のための情報伝達等必要な応急対策を実施するものとする。

3 本町の役割

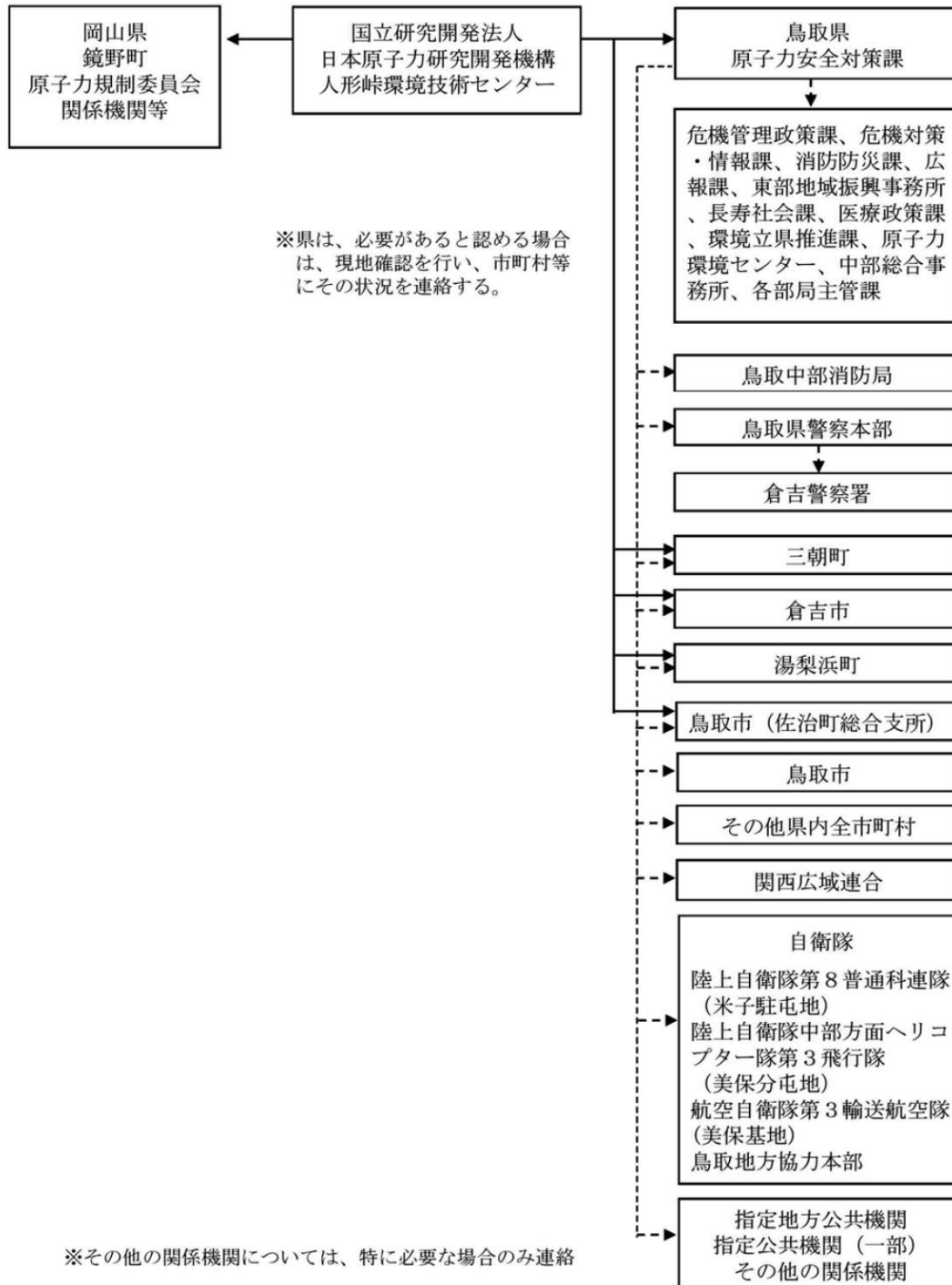
- (1) 関係周辺市町（鳥取県、米子市、境港市、三朝町）への支援
- (2) 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営
- (3) 境港市役所の移転、業務継続への支援
- (4) 避難手段（市町村バス等）の提供協力
- (5) 避難誘導等に対する職員の動員
- (6) 緊急時モニタリングの支援
- (7) 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援
- (8) 避難住民の避難退域時検査、簡易除染の支援
- (9) 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供
- (10) 県の原子力雑賀宇医療活動に対する協力
- (11) 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施

第10 緊急連絡体制

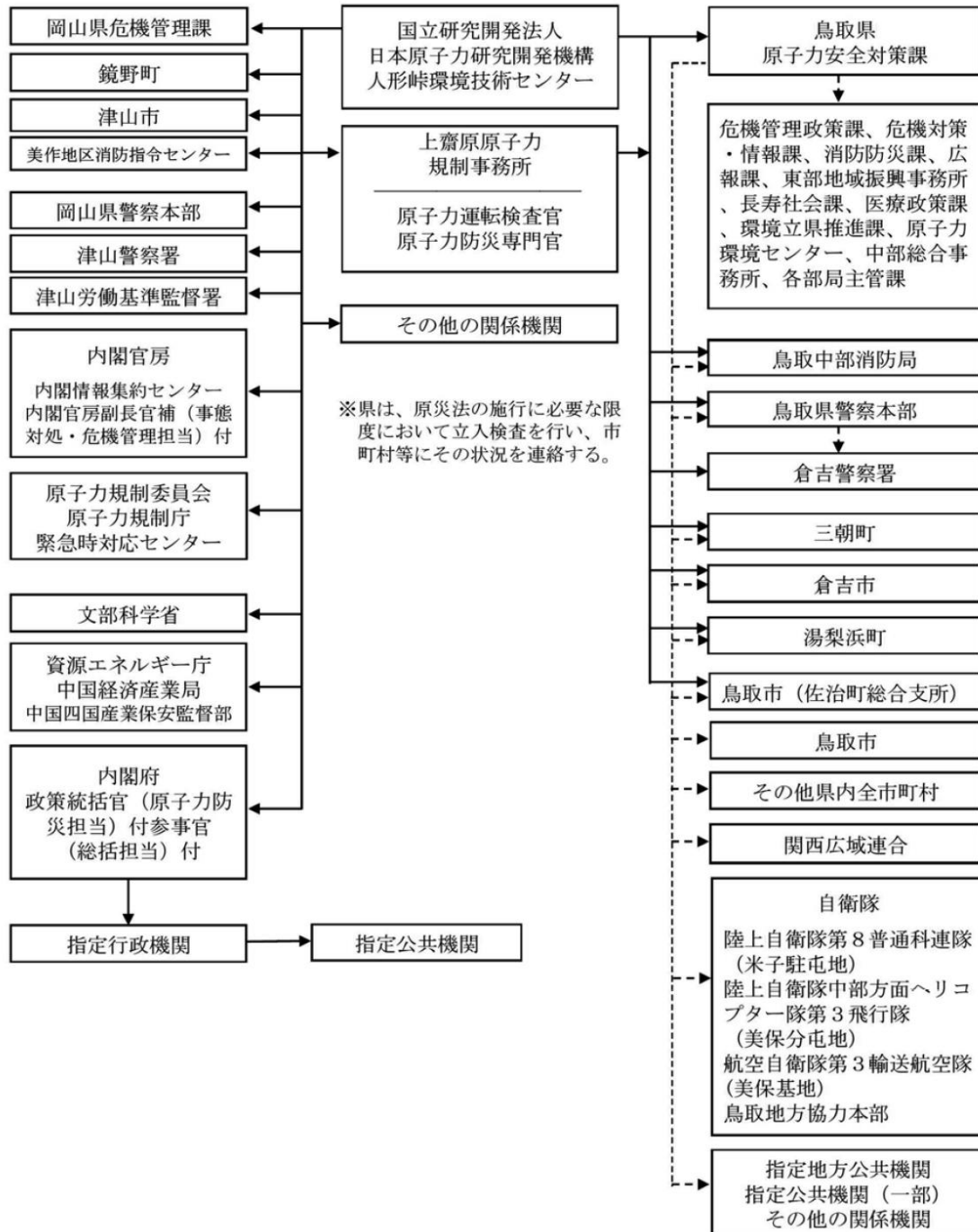
鳥取県地域防災計画に定める連絡系統図は次のとおりである。

1 人形峠環境技術センターに係る緊急連絡体制

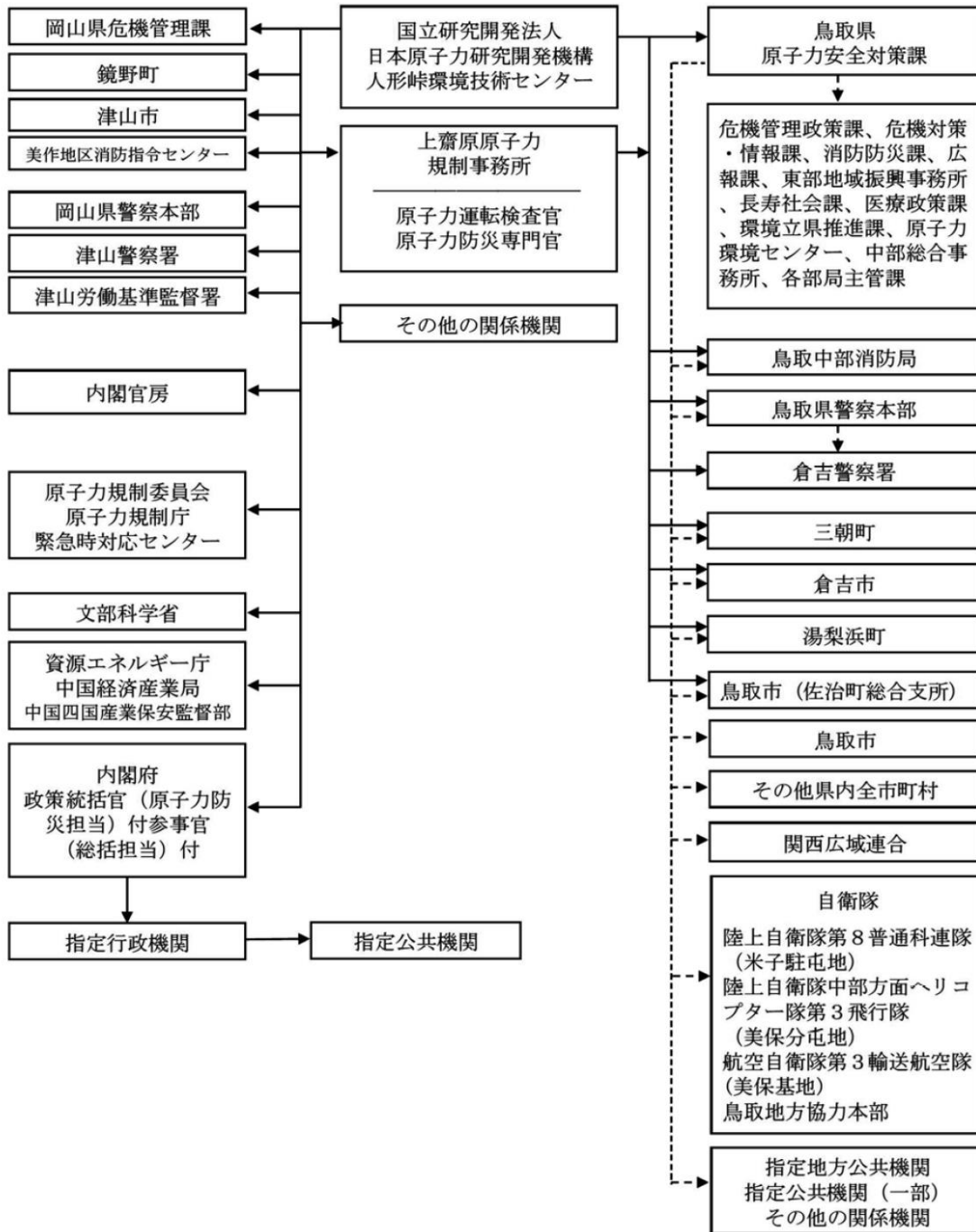
(1) 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



(2) 施設敷地内緊急事態発生時の連絡系統図

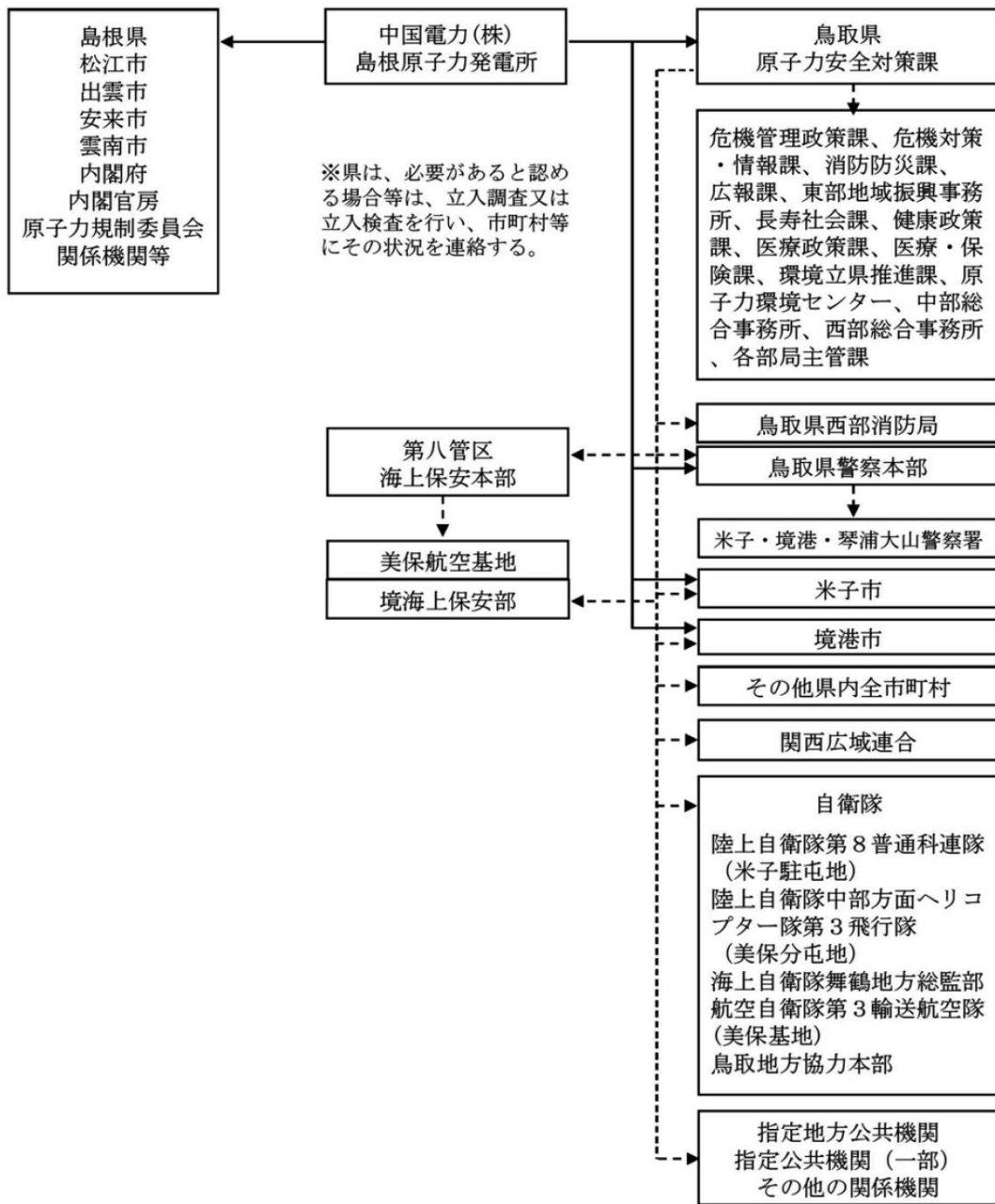


(3) 全面緊急事態発生時の連絡系統図



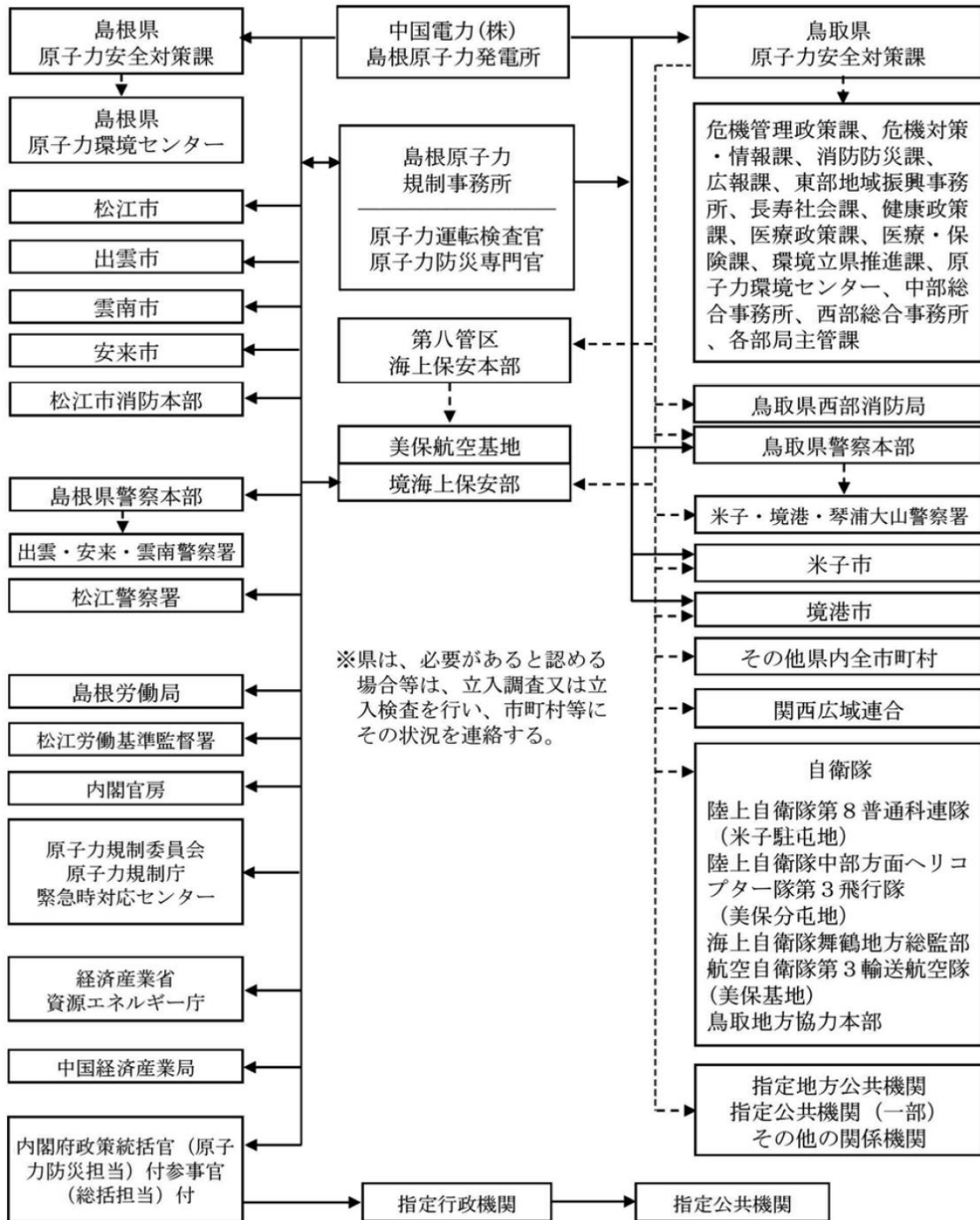
2 島根原子力発電所に係る緊急時連絡体制

(1) 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図 (島根原子力発電所)

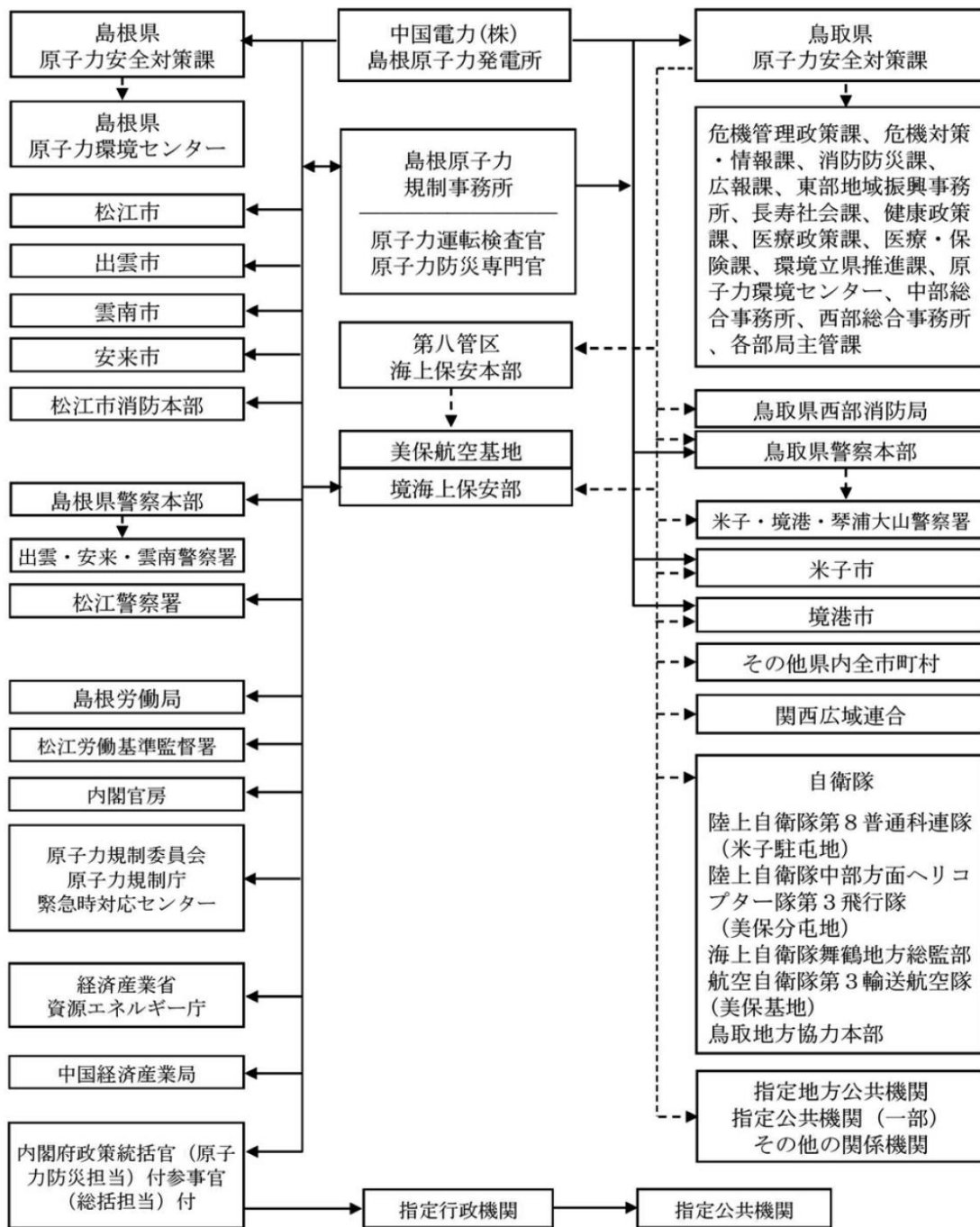


※その他の関係機関については、特に必要な場合のみ連絡

(2) 施設敷地内緊急事態発生時の連絡系統図（島根原子力発電所）



(3) 全面緊急事態発生時の連絡系統図



第11 町民への的確な情報伝達

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防ぎ、異常事態による影響をできる限り低くするため、町民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

さらに、国や鳥取県、関係機関等と連携し、情報の一元化を図るとともに、定期的な情報提

共に努める。

1 町民に対する広報

町民に対しては、広報車、防災行政無線放送施設等を利用して周知徹底を図るほか、必要に応じラジオ、テレビ等の報道機関に依頼するとともにチラシの配布、掲示板を行い、広報活動の徹底を図るものとする。

(1) 防災行政無線放送の利用

災害に関する情報等について、町内に緊急的に情報を伝達する必要がある場合、防災行政無線を利用して、広報活動を実施する。

(2) 広報車の利用

災害に関する情報等について、必要に応じて巡回により広報を行う。なお、広報車による広報は、音声のみならず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

(3) その他

町ホームページ、あんしんトリピーメール、CATV、防災アプリ、SNS 町公式アカウントなど各種利用できる情報伝達手段を使用して、広報活動を実施する。

2 ラジオ、テレビに対する広報協力の要請

町は、災害時の広報活動実施において、ラジオ・テレビの放送機能を積極的に活用するため、放送機関への放送要請を行う。

3 防災関係機関等への広報協力の要請

(1) 防災関係機関等への連絡及び協力要請

警察、消防等の防災関係機関へ連絡し、情報伝達、広報の協力要請を実施する。

(2) 町民への連絡及び協力要請

緊急を要する場合には、自治会、自主防災組織等に連絡し、情報伝達、広報の協力要請を実施する。

4 町民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時	トラブル概要、危険性の有無、今後必要な行動、対策状況、今後の見通し
交通規制実施時	区間、期間、今後の見通し
原災法 10 条事象発生時、施設緊急事態発出時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
原災法 15 条事象発生時、全面緊急事態宣言発出時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
事態が進展したとき	事態の変更の内容、変更による町民の行動の変更（具体的に）
行動指示の変更時	行動指示の変更理由、変更による町民の行動の変更（具体的に）
放射性物質の放出開始	時点、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
避難、退避等の解除	今後必要な行動、今後の見通し

5 町民向け広報文のポイント（防災行政無線、広報車向け音声）

町民の立場に立った内容に心がける。（重要な情報は繰り返して放送する。）

(1) 伝える重要事項のみに集約

(2) 何をすべきか、してはならないのかが理解できること

- (3) 専門用語は避ける
- (4) 耳で聞いて理解できる表現
- (5) ひとつひとつの文及び全体の内容も短くする
- (6) テレビやラジオの放送にも注意することを促す

【音声情報としての広報文の基本構成（文例）】

- (1)広報主体 : こちらは岩美町です。
- (2)発生事実 : 午前〇時〇分ごろ、人形峠環境技術センターで施設の異常がありました。
- (3)外部影響 : 放射性物質がわずかに漏れましたが、健康への影響はありません。
- (4)行動指示 : 町民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
今後のお知らせ、テレビ、ラジオの放送に注意してください。
- (5)他の対策状況 : 岩美町役場では、現在、詳しい情報の収集に当たっています。
- (6)見通し予告 : 次のお知らせは〇時ごろに行います。

6 広報実施に当たっての留意事項

(1) 情報伝達のポイント

- ア 正確さよりも迅速さが重要であることに留意する。
- イ データについては数値だけでなく、どの程度危険・安全なのかについての説明を心がける。
- ウ 緊急行動については、その行動が必要な理由についても説明を心がける。
- エ その他、何をすべきか、何をしてはならないのかについて具体的な説明を心がける。

(2) 情報整理のポイント

広報に当たっては、以下の点に留意した情報整理を心がける。

- ア 何が起きているのか
- イ 安全なのか、危険なのか
 - (ア) なぜ安全なのか、なぜ危険なのか
 - (イ) どのように、どの程度危険なのか
 - (ウ) 根拠（モニタリングポストの測量値等）
- ウ 専門用語でなく町民に分かりやすい表現をする。又は専門用語の意味（解説）を付け加える。
- エ 数値の明確化
 - (ア) いくつから、いくつに変動したか明確化する。
 - (イ) 将来の見込みについては、時期を明確にする。
 - (ウ) 数字の内訳を明確にする。
- オ 数値の持つ意味を明確化
- カ 今後の見込み等、時系列での推移情報

第12 風評被害等の影響の軽減

- (1) 町は、国、鳥取県及び周辺市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止

又は影響を軽減するために、農林水産業、地揚産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

(広報活動の例)

町ホームページ・テレビ・ラジオ・SNS 町公式アカウント等による情報発信、町の特産品物産展等の県外（交流市町村等）での開催、観光キャラバン隊による観光PR

(2) 町は、必要に応じ、環境放射線等を手動計測により測定し、その結果を公表するものとする。

(3) 鳥取県は、環境放射線モニタリングの結果及びその評価並びに影響調査の結果、放射性物質の残留及び放射線の影響が見られない場合は、早期にその結果の公表と併せて安全宣言の発出を行う。

第13 原子力施設の事故等に係る他の自治体からの避難者受入れ

島根原発等の原子力施設で事故等が発生し、本町が被災していない場合、鳥取県及び原子力施設周辺自治体が定める住民避難計画又は地域防災計画に基づいて避難する者を町の避難所等に受け入れるものとする。

受入れに当たっては、支援対策本部等を設置し、鳥取県及び原子力施設周辺自治体が定める住民避難計画又は地域防災計画等に基づき、鳥取県及び避難自治体との密接な協議・連携により実施する。当該計画等に定めのない事項については、本町地域防災計画の規定を適用するものとする。

なお、「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」に定める、避難対象地域と避難先地域は次のとおりである。

〈避難対象地域〉 [県広域住民避難計画より]

要避難地域	避難先地域	
20km圏内	境港市	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く。）、岩美町、八頭町
20km～25km	境港市	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜、三朝町
	米子市	
25km～30km	米子市	

また、町は、避難する者を受け入れるにあたり、災害時に避難者への受け入れを円滑に行えるよう広域避難の受け入れに係るマニュアルを整備するとともに、必要に応じて見直すものとする。